令 和 7 年 度

八幡平市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

八 幡 平 市 監 査 委 員

八監査第081902号
令和８年８月19日

八幡平市長　佐々木　孝　弘　　様

八幡平市監査委員　村　山　　巧
八幡平市監査委員　高　橋　　徹

令和７年度八幡平市財政健全化及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び同法第22条第１項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

目　　次

令和７年度八幡平市財政健全化審査意見書

第１　審査の対象 ---------- (1)
第２　審査の期間 ---------- (1)
第３　審査の方法 ---------- (1)
第４　審査の結果 ---------- (1)

令和７年度八幡平市経営健全化審査意見書

第１　審査の対象 ---------- (2)
第２　審査の期間 ---------- (2)
第３　審査の方法 ---------- (2)
第４　審査の結果 ---------- (2)

参考資料

１　健全化判断比率等の対象範囲 ---------- (3)
２　健全化判断比率等の算定結果 ---------- (3)
３　各会計の収支及び資金状況 ---------- (4)
４　実質赤字比率 ---------- (5)
５　連結実質赤字比率 ---------- (6)
６　実質公債費比率 ---------- (7)
７　将来負担比率 ---------- (9)
８　資金不足比率 ---------- (11)

令和７年度八幡平市財政健全化審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算(以下、「令和７年度決算」という。)に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第２　審査の期間

令和８年７月24日から令和８年８月19日まで

第３　審査の方法

審査に付された令和７年度決算に係る健全化判断比率が、関係法令等に基づき適正に算定されているかどうか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおいて、審査を実施した。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係職員に説明を求めたほか、八幡平市監査基準に準拠して審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された下記の令和７年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

比率の名称		令和５年度	令和６年度	令和７年度	比較増減	早期健全化基準
健全化判断比率	実質赤字比率	―	―	―	―	13.06
	連結実質赤字比率	―	―	―	―	18.06
	実質公債費比率	15.5	13.8	12.3	△ 1.5	25.0
	将来負担比率	32.2	21.6	24.6	3.0	350.0

(1) 実質赤字比率

令和７年度の実質赤字比率は、赤字を生じていないため数値は算出されず、早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められた。

(2) 連結実質赤字比率

令和７年度の連結実質赤字比率は、赤字を生じていないため数値は算出されず、早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められた。

(3) 実質公債費比率

令和７年度の実質公債費比率は 12.3％であり、前年度と比較して1.5ポイント減少し、早期健全化基準との比較では 12.7ポイント下回っている。 市債の借り入れに当たっては、引き続き、起債許可団体とならないよう、また、財政の硬直化を招くことのないよう、計画的な活用を図られたい。

(4) 将来負担比率

令和７年度の将来負担比率は、24.6％であり、前年度と比較して 3.0ポイント増加し、早期健全化基準との比較では325.4ポイント下回っている。今後においても、より一層、財政の健全化に努められたい。

令和７年度八幡平市経営健全化審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計決算（以下、「令和７年度決算」という。）に係る資金不足比率及び当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第２　審査の期間

令和８年７月24日から令和８年８月19日まで

第３　審査の方法

審査に付された令和７年度決算に係る資金不足比率が、関係法令等に基づき適正に算定されているかどうか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおいて、審査を実施した。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係職員に説明を求めたほか、八幡平市監査基準に準拠して審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された下記の令和７年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

比率及び会計の名称		令和５年度	令和６年度	令和７年度	比較増減	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	―	―	―	―	20.0
	下水道事業会計	―	―	―	―	20.0
	病院事業会計	―	―	―	―	20.0

(1) 各会計ごとの資金不足比率

令和７年度の各会計の資金不足比率は、いずれも資金不足を生じておらず、経営健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められた。

参考資料

1　健全化判断比率等の対象範囲

2　健全化判断比率等の算定結果

3　各会計の収支及び資金状況

4　実質赤字比率

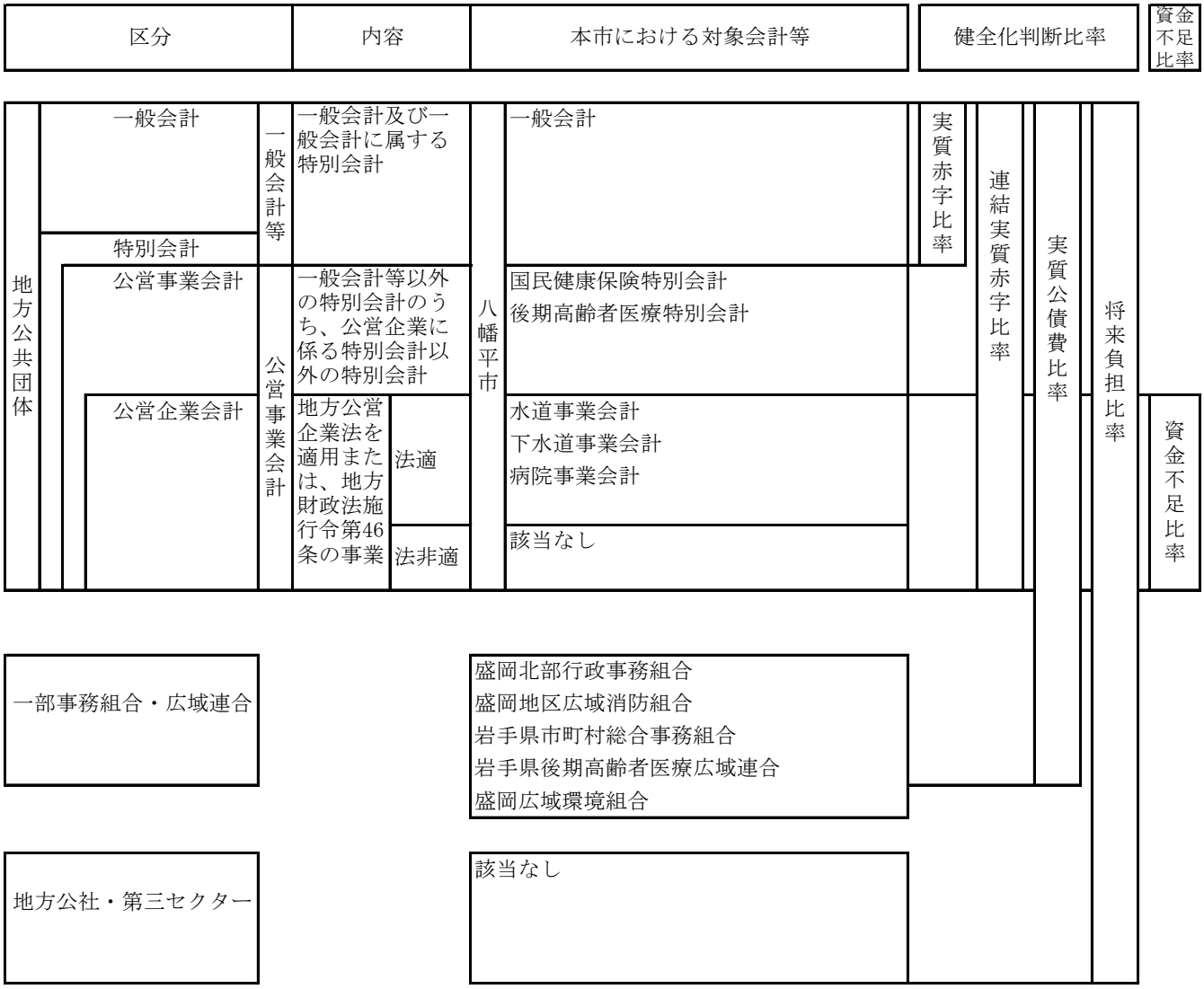
5　連結実質赤字比率

6　実質公債費比率

7　将来負担比率

8　資金不足比率

参考資料1.健全化判断比率等の対象範囲



参考資料2.健全化判断比率等の算定結果

八幡平市の健全化判断比率				
区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	― %	― %	12.3 %	24.6 %
早期健全化基準	13.06 %	18.06 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準	20.00 %	30.00 %	35.0 %	

八幡平市の公営企業資金不足比率			
区分	水道事業	下水道事業	病院事業
資金不足比率	― %	― %	― %
経営健全化基準	20.0 %	20.0 %	20.0 %

参考資料3. 各会計の収支及び資金状況

令和７年度

（単位：円）

区分／会計名		予算現額	決算額 歳入	決算額 歳出	決算額 差引額 ①	翌年度繰越額 ②	未収入特定財源 ③	翌年度へ繰越すべき財源 ④（②－③）	実質収支額 ①－④
一般会計		23,419,731,000	22,288,368,639	21,293,135,580	995,233,059	1,486,792,000	991,305,000	495,487,000	499,746,059
特別会計	国民健康保険	3,015,327,000	2,981,753,433	2,944,463,018	37,290,415	0	0	0	37,290,415
	後期高齢者医療	411,114,000	408,986,252	407,701,695	1,284,557	0	0	0	1,284,557
	小計	3,426,441,000	3,390,739,685	3,352,164,713	38,574,972	0	0	0	38,574,972
合計		26,846,172,000	25,679,108,324	24,645,300,293	1,033,808,031	1,486,792,000	991,305,000	495,487,000	538,321,031

区分／会計名	資金状況 流動資産	流動負債	運転資金
水道事業会計	1,536,692,233	393,591,800	1,143,100,433
下水道事業会計	1,060,114,634	718,119,511	341,995,123
病院事業会計	3,285,578,952	224,882,290	3,060,696,662

令和６年度

（単位：円）

区分／会計名		予算現額	決算額 歳入	決算額 歳出	決算額 差引額 ①	翌年度繰越額 ②	未収入特定財源 ③	翌年度へ繰越すべき財源 ④（②－③）	実質収支額 ①－④
一般会計		20,513,009,000	19,816,436,225	19,125,100,059	691,336,166	651,573,000	585,016,000	66,557,000	624,779,166
特別会計	国民健康保険	3,056,685,000	3,038,374,125	3,010,556,690	27,817,435	0	0	0	27,817,435
	後期高齢者医療	369,887,000	368,516,762	367,407,080	1,109,682	0	0	0	1,109,682
	小計	3,426,572,000	3,406,890,887	3,377,963,770	28,927,117	0	0	0	28,927,117
合計		23,939,581,000	23,223,327,112	22,503,063,829	720,263,283	651,573,000	585,016,000	66,557,000	653,706,283

区分／会計名	資金状況 流動資産	流動負債	運転資金
水道事業会計	1,494,756,107	440,814,217	1,053,941,890
下水道事業会計	974,754,990	604,766,363	369,988,627
病院事業会計	3,053,548,108	310,347,530	2,743,200,578

参考資料4. 実質赤字比率

［趣旨］
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合

実質赤字比率（%）　＝　一般会計等の実質赤字額　／　標準財政規模　×　100

○一般会計等の実質赤字額
　一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
○実質赤字の額
　繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
○繰上充用額
　歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
○支払繰延額
　実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
○事業繰越額
　実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

（単位：千円、%）

会計名			実質収支額		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度
一般会計等	一般会計		699,661	624,779	499,746
	一般会計に属する特別会計				
	計		699,661	624,779	499,746

標準財政規模	11,921,390	11,906,915	11,940,789

［算定式］

実質赤字比率	＝ 一般会計等の実質赤字額	＝	-699,661	-624,779	-499,746
	標準財政規模	＝	11,921,390	11,906,915	11,940,789

実質赤字比率（%）	—　（　-5.86　）	—　（　-5.24　）	—　（　-4.18　）

実質赤字額がマイナスのため、赤字は生じていないことから、「—」表示となる。

よって、実質赤字比率は、　—　＜　　13.06　　であり、早期健全化基準を下回っている。

※　基準は財政規模に応じて定まる。

参考資料5.連結実質赤字比率

［趣旨］
全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合

連結実質赤字比率（%） ＝ 連結実質赤字額 ／ 標準財政規模 × 100

○連結実質赤字額
次の ａとｂ の合計額が ｃとｄ の合計額を超える場合の当該超える額
ａ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ｂ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ｃ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ｄ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（単位：千円、%）

会計名			実質収支額（資金不足・剰余額）		
			令和５年度	令和６年度	令和７年度
一般会計等	一般会計		699,661	624,779	499,746
	一般会計に属する特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	12,689	27,818	37,290
		後期高齢者医療特別会計	1,018	1,109	1,285
	公営企業会計 法適用企業	水道事業会計	1,313,847	1,242,541	1,328,912
		下水道事業会計	949,720	938,856	919,465
		病院事業会計	2,682,689	2,927,610	3,170,064
	公営企業会計 法非適用企業				

※ 実質収支額欄について、法適用の公営企業会計は、資金不足・剰余額を記載。

一般会計等＋公営事業会計	5,659,624	5,762,713	5,956,762

標準財政規模	11,921,390	11,906,915	11,940,789

［算定式］

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（黒字は「－」）}}{\text{標準財政規模}} = \frac{-5,659,624}{11,921,390} \quad \frac{-5,762,713}{11,906,915} \quad \frac{-5,956,762}{11,940,789}$$

連結実質赤字比率（%）	—（ -47.47 ）	—（ -48.39 ）	—（ -49.88 ）

実質赤字額がマイナスのため、赤字は生じていないことから、「 — 」表示となる。

よって、連結実質赤字比率は、 — ＜ 18.06 であり、早期健全化基準を下回っている。

※ 基準は財政規模に応じて定まる。

参考資料6. 実質公債費比率

［趣旨］
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質公債費比率（％）（３カ年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

○準元利償還金： a から e までの合計額
- a 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額
- b 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- c 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- d 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- e 一時借入金の利子

○特定財源
国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3
	元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	ＰＦＩ事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第７条第１号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第７条第２号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第７条第３号）
R5	2,741,579	0	0	955,637	69,727	0	0	0
R6	2,365,224	0	0	928,950	70,232	0	0	0
R7	2,092,049	0	0	906,870	88,577	0	0	0

区分	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
R5	0	412	418,309	2,013,936	60,784	4,203,887	7,661,516	55,987
R6	0	412	405,417	1,804,517	58,581	4,285,625	7,595,702	25,588
R7	0	7,585	407,497	1,554,520	71,575	4,501,134	7,439,655	0

［算定式］

実質公債費比率（％）（３カ年平均）＝

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）　①②③④⑤⑥⑦

R5	3,821,899
R6	3,425,401
R7	3,138,093

－

（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）　⑧⑨⑩⑪⑮

R5	2,493,441
R6	2,268,927
R7	2,041,177

＝

R5	1,328,458
R6	1,156,474
R7	1,096,916

／

標準財政規模　⑫⑬⑭

R5	11,921,390
R6	11,906,915
R7	11,940,789

－

（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）　⑨⑩⑪⑮

R5	2,493,029
R6	2,268,515
R7	2,033,592

＝

R5	9,428,361
R6	9,638,400
R7	9,907,197

（単位：千円、％）

⑥-4	⑥-5	⑥-6	⑥-7	⑥-8	⑥-9	⑥
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第７条第４号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第７条第５号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第６号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第７号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第７条第８号）	利子補給に係るもの（政令第12条第４号）	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
0	0	0	0	4,007	50,949	54,956
0	0	0	0	3,837	57,158	60,995
0	0	0	0	3,378	47,219	50,597

⑫+⑬+⑭	⑮	実質公債費比率	実質公債費比率
標準財政規模	地方財政法第５条の３第４項第１号の規定に基づき総務大臣が定める額（特別区のみ記入）	単年度	３カ年平均
11,921,390	0	14.09002	15.5
11,906,915	0	11.99861	13.8
11,940,789	0	11.07191	12.3

× 100 ＝

単年度	
R5	14.09002
R6	11.99861
R7	11.07191

３ヵ年平均	
R5	15.5
R6	13.8
R7	12.3

よって、実質公債費比率は、　12.3%　＜　　25.0%　であり、早期健全化基準を下回っている。

参考資料7. 将来負担比率

［趣旨］
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

$$\text{将来負担比率（%）} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

○ 将来負担額： ① から ⑧ までの合計額
① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るものに限る。）
③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑦ 連結実質赤字額
⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

○ 充当可能財源等： ⑨ から ⑪ までの合計額
⑨ 地方債の償還額等に充当可能な基金（ ① から ⑥ までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金）
⑩ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
⑪ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

（将来負担額・・・分子Ａ）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3
	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人
R5	13,437,207	26,071	9,580,789	234,546	2,210,863	0	0	0
R6	12,095,146	37,419	8,777,686	288,370	2,192,044	0	0	0
R7	11,895,702	24,456	8,226,809	456,718	2,314,911	0	0	0

（充当可能財源等・・分子Ｂ）

区分	⑨	⑩	⑩-1	⑪	計　B
	充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額	
R5	4,282,993	747	0	18,169,270	22,453,010
R6	4,554,210	660	0	16,751,225	21,306,095
R7	4,285,856	571	0	16,188,476	20,474,903

［算定式］

$$\text{将来負担比率（%）} = \frac{\text{A：将来負担額（①②③④⑤⑥⑦⑧）} - \text{B：（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）（⑨⑩⑪）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

	A：将来負担額		B：（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）		A－B	
R5	25,489,476	－	22,453,010	＝	3,036,466	
R6	23,390,665	－	21,306,095	＝	2,084,570	
R7	22,918,596	－	20,474,903	＝	2,443,693	

	標準財政規模		（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）		標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）	
R5	11,921,390	－	2,493,029	＝	9,428,361	
R6	11,906,915	－	2,268,515	＝	9,638,400	
R7	11,940,789	－	2,033,592	＝	9,907,197	

（単位：千円）

⑥-4	⑥	⑦	⑧	計　A
第三セクター等 （損失補償、信託、貸付）	設立法人の負債額等負担見込額	連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額	
0	0	0	0	25,489,476
0	0	0	0	23,390,665
0	0	0	0	22,918,596

× 100　＝

将来負担比率（%）	
R5	32.2
R6	21.6
R7	24.6

よって、将来負担比率は、　24.6%　＜　350.0%　であり、早期健全化基準を下回っている。

参考資料8.資金不足比率

［趣旨］

○公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合

資金不足比率(%) ＝ 資金の不足額 ／ 事業の規模 × 100

○資金の不足額:資金の不足額 ＝ 流動負債 － 控除企業債等 － 流動資産

○事業の規模:事業の規模 ＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

●計算　決算統計 第20表「損益計算書」、第22表「貸借対照表」から

○資金不足額　（単位:千円）

会計名	年度	流動負債 A	控除企業債等 B	流動資産 C	資金不足額又は剰余額 D (A－B－C)
水道事業会計	R5	350,190	192,505	1,471,532	-1,313,847
	R6	440,815	188,599	1,494,757	-1,242,541
	R7	393,592	185,812	1,536,692	-1,328,912
下水道事業会計	R5	690,102	577,403	1,062,419	-949,720
	R6	604,766	569,752	973,870	-938,856
	R7	718,118	578,389	1,059,194	-919,465
病院事業会計	R5	321,106	218,068	2,785,727	-2,682,689
	R6	310,347	184,409	3,053,548	-2,927,610
	R7	224,882	109,367	3,285,579	-3,170,064

※ 流動負債は、控除未払金等の控除額を除いたものである。

※ 控除企業債等とは、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額である。

※ 流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

※ D欄がマイナスの場合は、資金剰余額となる。

○事業の規模　（単位:千円）

会計名	年度	事業の規模 E
水道事業会計	R5	397,115
	R6	398,788
	R7	368,836
下水道事業会計	R5	186,801
	R6	187,372
	R7	194,887
病院事業会計	R5	1,186,877
	R6	1,170,395
	R7	1,210,139

※ 決算統計 第20表「損益計算書」から
（水道事業） 事業の規模＝「営業収益」－「受託工事収益」
（下水道事業） 事業の規模＝「営業収益」－「受託工事収益」
（病院事業） 事業の規模＝「医業収益」

○資金不足比率　（単位:%）

会計名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水道事業会計	— （ -330.8 ）	— （ -311.6 ）	— （ -360.3 ）
下水道事業会計	— （ -508.4 ）	— （ -501.1 ）	— （ -471.8 ）
病院事業会計	— （ -226.0 ）	— （ -250.1 ）	— （ -262.0 ）

※ 資金不足額がない場合は、「 — 」を記載している。

［算定式］

○資金不足比率(%) ＝ $\frac{\text{D 資金不足額}}{\text{E 事業の規模}}$ ＝ ＜ 0 → —

よって、資金不足比率は、それぞれ　—　＜　20.0%　であり、経営健全化基準を下回っている。